

# 厚生委員会記録

1 日 時 令和元年8月20日（火曜日）

開 会 午前 9時57分

閉 会 午前10時19分

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員 10人

委員長 高 田 真 里

副委員長 泉 英 之

委 員 松 井 邦 人

// 金 井 毅 俊

// 大 島 満

// 松 尾 茂

// 橋 本 雅 雄

// 鋪 田 博 紀

// 高 田 重 信

// 高 見 隆 夫

4 欠席委員 0人

## 5 説明のため出席した者

### 【こども家庭部】

部長	中村 正美
部次長	牧田 栄一
こども支援課長	関谷 雄一
こども支援課主幹（調整担当）	中川 美智留
こども支援課長代理	増田 耕平
こども支援課副主幹	豊川 嵩

## 6 職務のため出席した者

### 【議会事務局】

議事調査課副主幹	朝倉 雅彦
議事調査課副主幹（議事係長）	中山 崇
議事調査課主事	北山 栞

## 7 会議の概要

委員長 少し早いのですが、全員おそろいになりましたので、ただいまから、厚生委員会を開会いたします。

〔傍聴の申込み（1名）について許可〕

委員長 審査に先立ち、委員会記録の署名委員に、橋本委員、鋪田委員を指名いたします。  
本日の協議事項は、富山市における幼児教育・保育無償化の実施方針についてであります。  
これより、当局の説明を求めます。

こども家庭部長 〔挨拶〕

こども支援課長 〔委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、質問等はありませんか。

高田 重信委員 現在利用されている保護者の方々が行う手続はどう変わってくるのでしょうか。

こども支援課長 今現在保育施設を利用しておられる方につきましては、こういう手続をしてくださいとい

う案内は施設を通してさせていただきます。  
今利用されている方については、特に何かしていただくということはありません。  
ただ、委員会資料に記載されていますように、認可外保育施設を使っている方については、こちらで把握できませんので、施設を通じて利用されている方に御案内をさせていただきます。

高田 重信委員 本年10月の保育無償化が始まる前までに返事が返ってくればいいのですけれども、返ってこずに手続きが途中までになるとどうなるのですか。対応できなくなるのでしょうか。

こども支援課長 まず、認可施設を利用されている方—3歳児から5歳児は全員、それから非課税世帯のゼロ歳児から2歳児で無償化の対象になった方—については、そもそも保育料を毎月、口座振替でいただいておりますが、それがなくなりますので、保護者の方には特に影響はないと考えております。その分については、公定価格に上乘せをした形で民間の保育所にお支払いすることになりますので、手続きといいますが、何か届け出をしてもらわなければならないということはありません。  
先ほども言いましたように、認可外施設を利

用している方については、保育の必要性の認定を受けてもらう必要がありますので、こちらの届け出は出してくださいということをお願いする形になります。

高田 重信委員 幼稚園の場合は上限額がありますよね。その部分までの助成ということで、保護者に対しての説明はどうされますか。

こども支援課長 施設の形態によって違うのですが、公立では例えば少し安くなっているとか、民間では限度額があります。そちらについては、施設を利用している保護者に対して、施設を通じて御案内する形になります。

金井委員 認可外保育施設を利用している方の保育の必要性の認定というのは、どういうふうに事務の手续をするのですか。

こども支援課長 保育の必要性につきましては、保育所を使われる基準と一緒の基準になります。ですので、例えば就労のためということでしたら就労証明書、介護が必要な場合でしたら介護が必要という証明書ですとか、保育所に入るために必要な手続と同じものを提出いただいて、保育の必要性を認定することになります。

金井委員 それはいつから一もうやっているのですか。

こども支援課長 ちょうど今なのですけれども、認可外施設を順番に回っております。10月から無償化が始まりますので、そちらを利用している方でもし保育の必要性があるということであれば届け出をしてくださいということを実施の方から御案内をさせていただきますことになります。届け出の受付については、今、書類を配り始めたばかりですので、現在はまだ始まっておりません。

橋本委員 認可外保育施設のことなのですけれども、保育の質を確保するため、条例を制定し、対象となる施設の範囲を限定するという考え方について、もう少し詳しく教えていただきたいです。

こども支援課長 国の法律では、認可外保育施設の基準を満たしていることが原則なのですけれども、東京などの大都会ですと、認可施設に入れない方がたくさんおられて、実際に認可外施設の基準を満たしていない施設についても多数利用されているという現実があります。その施設を対象外とすると、そちらを利用している方と、保育所を利用している方との差が出るも

のですから、それはちょっとだめではないか  
ということで、5年間の経過措置を設けた上  
で、国は、認可外施設の基準を満たしてい  
ない施設についても、保育の必要性があれば認  
めますという形になっております。

ただ、富山市については、先ほども説明させ  
ていただきましたように、子どもたちの安全  
と保育の質を確保するために、認可外保育施  
設については、施設の基準を満たしている施  
設に対象を限りたいというふうに考えており  
ます。

橋本委員 認可外施設でも、スタート時点から対象から  
外されるところがあるということで一ごめん  
なさい、経過措置があるのですね。結局は保  
育の必要性の認定が必要ということで、わか  
りました。

鋪田委員 予算措置に関してですけれども、交付金は初  
年度だけということです。市長もたびたび発  
言をされておりますが、国の方向性として、  
何か議論の方向性というのはそろそろ見え  
てきているのでしょうか。初年度以降につい  
てはまだ不透明な状況なののでしょうか。

こども支援課長 まず、消費税増税分を財源にするということ

で話が入っております。消費税率につきましては、本年10月より8%から10%になりますが、その増額した分の交付税が富山市に入ってくるまでに、時間差といたしますか、タイムラグがございますので、その部分について、国が初年度全額交付で負担をするという形になっております。

次年度以降については、まだ何も決まっていない状態です。消費税率が上がった分は地方消費税の交付金という形で各地方に配分されるはずでして、それを財源として充ててくださという考え方は、当初から変わったとは聞いておりません。特に何か新しく制度ができるということ等も何も聞いてはおりません。

泉委員

要望のような話になるのですが、本年10月1日から制度が変わるということで、本庁の方々には制度を熟知されていると思うのですが、各行政サービスセンターの窓口なども福祉関係手続の出先機関であるものですから、例えば細かいところはQアンドAといったものをつくるなどして、出先機関でも熟知してほしいと思います。

窓口に行って申し込んだら、いや、これは違いますよとぱんとはねられるケースが過去には多々ありましたので、その辺だけ私のほう

から要望しておきたいと思います。よろしく  
お願いします。

委員長

要望ということですね。  
ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

ないようですので、この程度にとどめます。  
これをもって、本日の厚生委員会を閉会いた  
します。

令和元年8月20日  
厚生委員会記録署名

委員長 高田真里

署名委員 橋本雅雄

署名委員 鋪田博紀